

## 預託法等の改正及び執行強化を求める意見書

近年、デジタル化の進展などによるデジタル・プラットフォームを活用した新たな消費者取引に係るサービス等が普及する一方、契約内容等を十分に理解していない消費者のぜい弱性につけ込む悪質な手口による被害の相談件数が増加している。

こうした状況を踏まえ、消費者庁が設置した特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会が取りまとめた報告書においては、特定の商品や施設利用権を一定期間預かり、利子などの財産上の利益を供与する預託等取引契約は、販売を伴う場合、消費者に甚大な財産被害を与えるおそれがあるため、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)により原則禁止とすべきであると明記された。

また、同報告書においては、商品販売に際し、定期購入であることを容易に認識できないように表示することや、契約の解約や解除を不当に妨害する詐欺的な定期購入商法について、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)による執行を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に不安を感じ、在宅時間が長くなった者に対し一方的に商品を送り付けた上で代金を請求する送り付け商法については、同法による規制の内容を周知することなどが必要であるとされた。

本市においても消費者行政の充実に取り組んでおり、報告書の内容を踏まえた早急な法律の整備等が必要であると考えます。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれては、悪質な商取引を未然に防ぎ、消費者の利益を保護するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 預託法及び特定商取引法の改正に向けた検討を早急に行うこと。
- 2 詐欺的な定期購入商法については、特定商取引法による執行を強化するなど適切な対処を図ること。
- 3 いわゆる送り付け商法については、特定商取引法による規制内容の周知を図るとともに、報告書の内容を踏まえ、更なる制度的措置の検討を行うこと。
- 4 国及び地方公共団体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、執行体制や連携の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

相模原市議会

国内

会閣

あて